



橋本市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2で準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

平成19年8月9日

橋本市長 木下 善本



1. 大字恋野字放生池に編入する区域

字	地	番
長通り	水路の一部	

地番については、平成19年1月17日現在の地番である。

2. 大字恋野字長通りに編入する区域

字	地	番
放生池	2432の一部 2433の一部	道路の一部 水路の一部
竹之垣内	246の一部	水路の一部

地番については、平成19年1月17日現在の地番である。

3. 大字恋野字竹之垣内に編入する区域

字	地	番
長通り	水路の一部 152-1の一部 152-3の一部 152-2の一部 152-4の一部 158-2の一部	道路の一部
放生池	道路の一部 2432の一部 2433の一部 2434-1の一部 2431の一部	
土井	道路の一部 2429の一部 2411の一部 2410の一部 2409の一部 2408-2の一部 2408-1の一部 2401-1の一部 2401-2の一部 水路の一部	

地番については、平成19年1月17日現在の地番である。

4. 大字恋野字土井に編入する区域

字	地	番
放生池	2433の一部 2434-1の一部 2431の一部	道路の一部
竹之垣内	258の一部	水路の一部

地番については、平成19年1月17日現在の地番である。